

対象技術分野

平成15年度

酸化エチレン処理技術分野 | 実証機関: 東京都

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 | 実証機関: 石川県、大阪府、広島県

山岳トイレ技術分野 | 実証機関: 富山県

平成16年度 ※行政ニーズ等の必要性に応じ、技術分野を今後追加する可能性があります。

酸化エチレン処理技術分野 | 平成16年度の実証機関は今後選定します。

製造業や医療機関等において、滅菌のために使用されている酸化エチレンガス（大気汚染防止法における有害大気汚染物質の中の優先取組物質・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）における特定第一種指定化学物質）を浄化するための技術分野。

対象となる技術の例 酸化エチレン滅菌装置からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により適切に処理する技術（装置）など。

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 | 平成16年度の実証機関は今後選定します。

小規模事業場（日排水量50m³以下を想定）の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

対象となる技術の例 厨房・食堂・食品工場等からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術（装置・プラント）など。

山岳トイレ技術分野 | 実証機関: 長野県、静岡県、神奈川県、特定非営利活動法人 山のECHO

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野

対象となる技術の例 非放流式で、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

化学物質に関する簡易モニタリング技術分野 | 平成16年度の実証機関は今後選定します。

環境中の化学物質のうち、特に公定法が定められていない物質等を対象とした測定を、通常実施されている手法より簡易的に実施する技術。

対象となる技術の例 PRTR法対象物質、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等を対象とした抗原抗体反応技術を用いた酵素免疫法、蛍光免疫法等による簡易分析法。

ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術） | 実証機関: 大阪府

多くの建物に付帯している空冷室外機から発生する顕熱を抑制することにより、ヒートアイランド対策を行うための技術分野。

対象となる技術の例 空冷室外機へ水を噴霧すること等により、水が蒸発するときの潜熱を利用して、冷却効果を高めることにより、室外機から発生する顕熱を抑制する技術（装置）など。

VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術） | 平成16年度の実証機関は今後選定します。

鍍金・金属加工業等において、金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤（VOCの一種）による排ガスを浄化するための技術分野。

対象となる技術の例 金属を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤について、凝縮法等により適切に処理する技術（装置）など。

○平成16年度の技術の募集は平成16年4月以降を予定しています。

○汚染された土壌の調査・除去に関する技術や廃棄物の適正処理に関する技術等、既存の実証制度が存在する分野については原則的に、環境技術実証モデル事業の対象とはなりません。

「環境技術実証モデル事業」全般に関する問合せ先

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室

〒100-8095 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL: 03-3581-3351（代表）

本事業に関する詳細な情報は、以下のホームページでご覧いただけます。

このホームページの中では、実証試験要領、検討会における検討経緯、実証試験結果等をご覧いただけます。 <http://etv-j.eic.or.jp>



このパンフレットは再生紙を使用しています。

本事業は、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。

環境技術の普及促進、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化をめざして、環境省が平成15年度より試行的に実施しています。

「環境技術実証モデル事業」のご案内

平成16年5月 環境省



「環境技術実証モデル事業」とは？

既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

このため、環境省では、平成15年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施しています。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指します。

「実証」とは？

- 本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。
- 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものです。

実証試験を行う第三者機関とは？

- 対象技術の公募・選定や実証試験の実施などは、公募により選定される「実証機関」が担当します。実証機関は、地方公共団体（地方環境研究所等）を対象に選定しつつ、公益法人などへ対象を広げることも今後検討していきます。

対象となる技術分野の選定方法は？

- 技術の開発者やユーザーなどからの実証に対するニーズを把握しつつ、有識者からなる「環境技術実証モデル事業検討会」及び「分野別ワーキンググループ」での検討を踏まえて環境省が選定します。

実証試験の結果は？

- 実証試験により得られた結果は、技術毎に報告書を取りまとめて公表・配付するとともに、環境技術実証モデル事業ホームページ（<http://etv-j.eic.or.jp>）にて広く一般に公開されます。

個別の実証の対象技術の選定方法は？

- 「実証機関」が技術分野毎に対象技術を公募し、実証を希望する開発者や販売店等が申請します。実証機関は、「技術実証委員会」における検討等を踏まえて対象技術を選定し、環境省の承認を得ます。

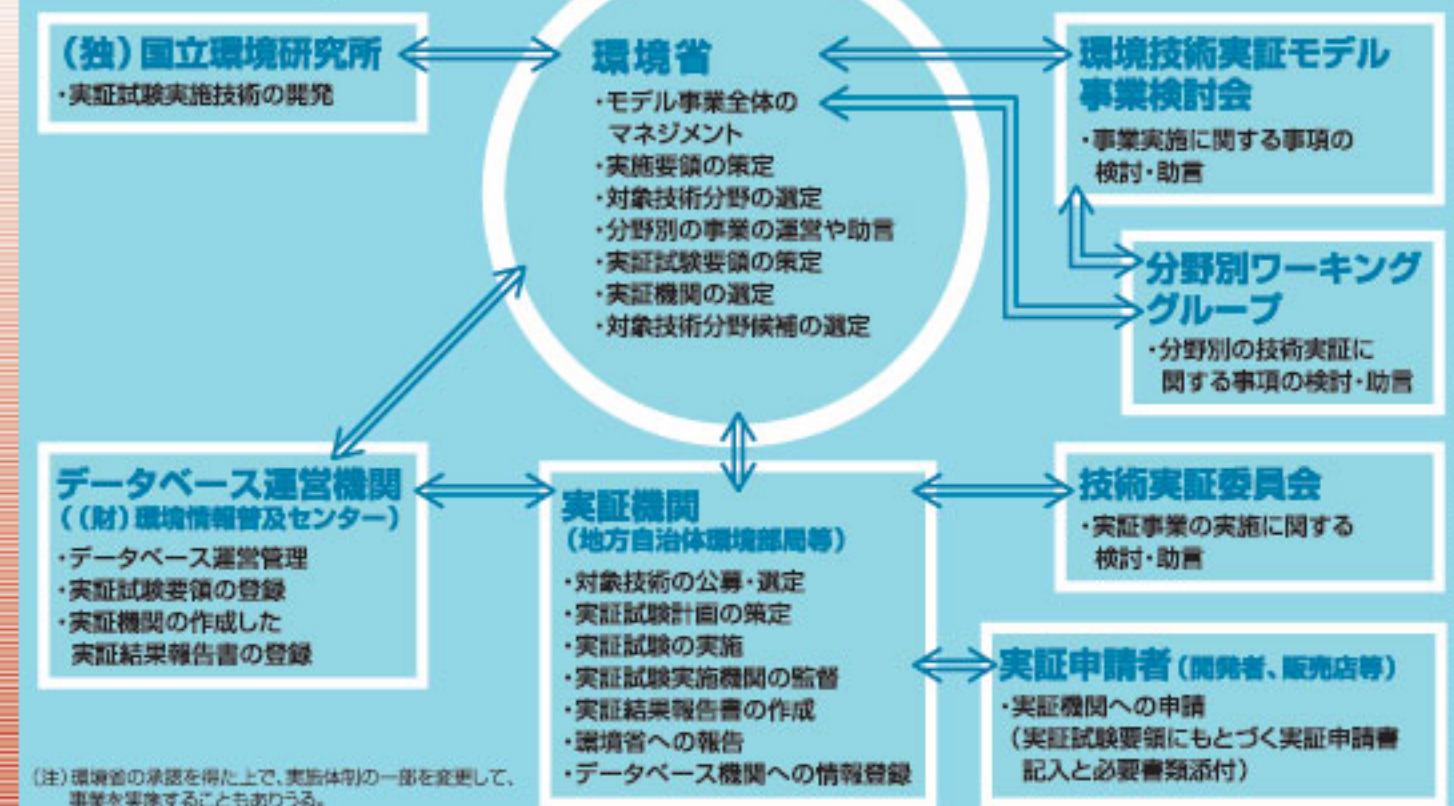
特許権の扱いは？

- 実証試験の成果として得られた特許等は、成果を効率的に活用するため、実証機関あるいは実証申請者が保有できるように配慮されます。

実証事業にかかる費用は誰が負担？

- 平成15年度及び16年度のモデル事業においては、対象技術の環境保全効果の測定等の費用は環境省が負担します。但し、対象技術の試験実施場所への持ち込み、設置、撤去等に係る費用は実証を申請する者の負担とします（詳細については、実証試験要領で定めます）。
- 17年度以降の事業の費用分担は、別途検討します。

事業の実施体制



事業の流れ

